

林業技術向上促進事業実施要領の運用について

(平成 7年 3月16日制定)  
 改正 平成 8年 3月 13日  
 改正 平成 12年 4月 1日  
 改正 平成 15年12月 1日  
 改正 平成 19年 6月 22日  
 改正 平成 21年12月 1日  
 改正 平成 23年 6月 30日  
 改正 平成 24年 4月 1日  
 改正 平成 26年12月 17日  
 改正 平成 27年12月 3日  
 改正 平成 28年12月 5日  
 改正 平成 30年 7月 23日  
 改正 令和 元年 8月 28日  
 改正 令和 3年 4月 1日

1 林業技術向上促進事業実施要領第2条の資格・研修等及び同第4条の助成率は、以下のとおりとする。

助成対象資格・研修等	助成対象経費	助成率等
(1) 林業・木材製造業労働災害防止協会兵庫県支部等が実施する以下の技能講習会等		
ア 車両系建設機械運転技能講習	受講料(テキスト代金含む)	1/2以内(千円未満切捨)
イ フォークリフト運転技能講習	〃	〃
ウ 小型移動式クレーン運転技能講習	〃	〃
エ はい作業主任者技能講習	〃	〃
オ 玉掛け技能講習	〃	〃
カ 機械集材装置運転業務特別教育	〃	〃
キ チェーンソー作業従事者特別教育	〃	〃
ク 刈払機取扱作業安全衛生教育	〃	〃
ケ 木材加工用機械作業主任者技能講習	〃	〃
コ 荷役運搬集材機械等はい作業従事者安全教育	〃	〃
サ 不整地運搬車運転技能講習	〃	〃
シ 走行集材機械運転業務特別教育	〃	〃
ス 伐木等機械運転業務特別教育	〃	〃
セ 簡易架線集材装置等運転業務特別教育	〃	〃
ソ ロープ高所作業特別教育	〃	〃
タ 林業技士養成研修	〃	〃
チ 兵庫県森林整備士養成講習	〃	〃
ツ 造林作業の作業指揮者等安全教育	〃	〃
テ 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習	〃	〃
ト 安全衛生推進者養成講習	〃	〃
ナ 伐木等の業務特別教育の補講	〃	〃
(2) 県立森林大学校が実施する「高度化コース」研修	受講料(テキスト代金含む)	10/10
(3) 近畿安全衛生技術センターが実施する林業架線作業主任者免許試験	受験料	1/2以内(千円未満切捨)

注 緑の雇用研修に係る経費、個人で支払いをした経費は対象外

2 同要領第5条の事業対象者とは、林業労働力確保法(平成8年法律第45号)に基づく、認定事業主に雇用されている職員及び林業技術員とする。また、事業対象期間は当該年度の4月1日から3月31日とする。